

令和 6 年 度 施 行

設 計 書 (公 示 用)

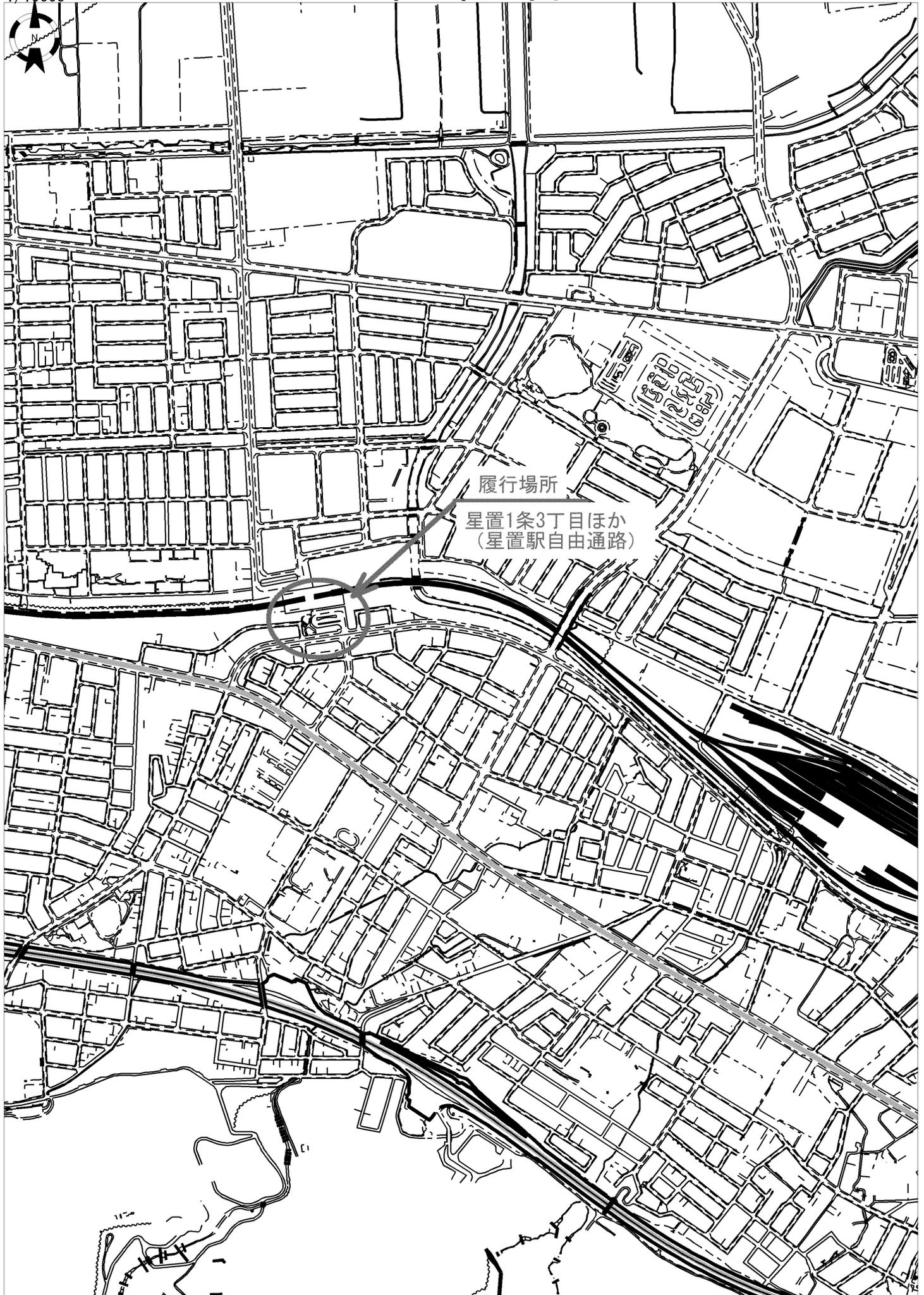
業務名 星置駅自由通路等道路施設機械警備業務

令和 6年 7月 設 計

札幌市手稲区土木部

位置図

S=1/10000



星置駅自由通路等道路施設機械警備業務 仕様書

1. 業務名と履行場所

業務名：星置駅自由通路等道路施設機械警備業務

住 所：札幌市手稲区星置 1 条 3 丁目、稲穂 1 条 8 丁目（別添位置図参照）

2. 業務の目的

星置駅自由通路等道路施設の巡回警備及び機械警備を行い、施設に起因する事故の発生を警戒し、防止することを目的とする

3. 警備対象施設

施設名：星置駅自由通路（北口棟 3 階建、南口棟 5 階建 延床面積 1400 m²）
星置駅自由通路昇降機施設（北口棟 1 台/南口棟 1 台）

4. 業務実施方法

- (1) 上記施設の巡回警備及び機械警備に関することは、下記 8 から 11 を参照のこと
- (2) 機械警備装置の保守等に関することは、下記 12 を参照のこと
- (3) 警備の報告書等に関することは、下記 13 を参照のこと

5. 業務履行期間

自 令和 6 年 10 月 1 日 至 令和 11 年 9 月 30 日

6. 業務時間帯

- (1) 機械警備：毎日 0 時～24 時
- (2) 巡回警備：毎日 原則 0 時 15 分から出入口を閉鎖するまで
- (3) 緊急対応：非常ベル鳴動時及び委託者の指示

7. 業務の範囲

星置駅自由通路及び南北昇降棟

ただし、以下については業務の範囲外とする

- (1) 同一建物内の JR 星置駅
 - (2) ラッキー星置駅前店に接続する渡り廊下（シャッター含む）
- ※ 詳細は協定で定める分解点と別紙図面を参照すること

8. 警備業務の内容

- (1) 【巡回警備】出入口の閉鎖（毎日警備員による対応）

ア 星置駅自由通路の通行時間外において、出入口を施錠するため、JR 星

置駅業務終業後に自由通路内を巡回し、残留者を発見した場合は施設外へ誘導すること。他に残留者がいないことや不審物の有無を確認後、出入口扉等の施錠を行うこと。施錠後は、電気錠扉（タイマー）が正常に作動していることを確認すること。

※JRの運行ダイヤ変更時（年末年始等）、自由通路に関する夜間作業時は（電気設備点検、清掃等）対応すること

また、巡回警備中において、施設等の異常や破損等を発見した場合はすみやかに委託者へ報告すること。

イ 出入口の解錠と施錠時間は以下のとおりによる。

場所 (出入口番号)	開閉時間	
	解錠（開放）	施錠（閉鎖）
① 北口1（自動扉） ② 北口2（電気錠扉）	当該施設のタイマーによって作動し、 <u>4:45</u> から <u>5:00</u> までの間に解錠され、その後通行可能となる。	巡回警備によって、 <u>0:30</u> から <u>1:45</u> までの間に北口1から順次施錠(閉鎖)すること。
③ 南口1（シャッター）		

ウ 出入口解錠時の緊急対応

電気錠が正常に作動しない等、通報をうけたときは現地に急行する等適切な対応をとること。

エ 鍵の保管

本契約目的のため受託者に貸与した鍵は、受託者の責任において保管すること。

(2) 【機械警備】通信設備による対応

警備本部に監視及び指令担当者を配置し、自由通路やEV施設等の監視を間断なく行い、施設の保安を確保すること。

また、受託者は次の仕様を満たすシステムを構築し、対応すること。

(※設備一式：ISDN回線-Dchパケットサービス/ADSL回線 11P)

(3) 【エレベーター内での緊急対応】

ア EVかご内に設置された非常ボタンが押された場合、自動的に警備本部へ通報される。また、EVホールに設置したブザー2台を鳴動させる。

イ EVかご内の音感スイッチが起動した場合、自動的に警備本部へ通報される。

ウ ア、イの発生時の対応措置等

I 警備員を出動させ、現場確認をする。また、本部と警備員とのあいだにおいて連絡が取れる体制を確保すること。

II かご内の映像の遠隔監視により、現状把握と的確な対応をする。

Ⅲ かが内の利用者との通話により、安全を確保する。

- エ EV かが内の映像は、警備本部で常時録画とし7日間以上の保存とする
なお、受託者からの要請に基づきその映像を提出する。
- オ かが内の通信回線は、施設が停電になっても使用できる回線とすること。

9. 異常事態等発生時の措置

警備業務の監視中に、異常事態等を察知し又は通報等を受けたときは、臨機な初動対応をとるとともに、直ちに関係機関に通報（報告）し、必要に応じ現場に出動するものとする。

- (1) 事件・事故等が発生した場合は、直ちに、110番通報する。
- (2) 火災が発生した場合、直ちに、119番通報（報告）する。
- (3) 上記のほか異常発見時は、速やかに委託者に報告するとともに、その指示を受けること。なお、JR 星置駅と連絡等を緊密に行いながら、対処するとともに、要請等（指示等）に従うこと。

10. 既設機械装置（添付図面参照）

	非常ボタン	監視カメラ	スピーカー	音感センサー
自由通路	12カ所 (非連動)	9台 (非連動)	----	----
エレベーター (2台)	2カ所	2台	2台 (端子のみ)	2台 (端子のみ)

- (1) 昇降機かが内天井部
 - ア EM-AE1.2-10P
非常押ボタン用配線 2c
音感スイッチ用配線 2c
オートホン用配線 4c
 - イ EM-EF2.0-2c AC100v 電源用配線
 - ウ かが内監視用ドーム型カメラ 2台
- (2) 2、3階天井内 弱電端子盤
 - ア 北口昇降機用
EM-5c-FB 監視カメラ用配線
EM-AE1.2-10P (北口EV前室ブザー用配線を含む)
 - イ 南口昇降機用
EM-5c-FB 監視カメラ用配線
EM-AE1.2-10P

- ウ 南口EV前室ブザー用配線
EM-E E F 2. 0-2 c
 - エ 電話予備配線
 - オ カメラ制御機器一式
 - カ 機械警備機器取付用木盤
- (3) 各エレベーターホール
- ア 電子ブザー 4台

11. 既設機械装置の変更等

受託者は、警備対象施設の安全を十分に確立するために必要となる場合は、委託者の了解を得たうえで、下記の設備を変更または新規に設置することができるものとする。また、下記の条件を基本とし、条件が適合しない場合は、委託者・受託者双方協議の上定めることとする。また、実施に係る費用は部品をき損・紛失した場合や変更や新規に行う工事費も受託者が負担することとする。

- (1) 非常押ボタン：既設のボタンから、異報を受信できること。
- (2) オートホン：EV かがり内の利用者と受託者が通話できること。
- (3) 監視カメラからの映像を確認できること。
- (4) 音感スイッチ：EV かがり内の音を感知できること。
- (5) 警備用制御装置を操作又は確認できること。
- (6) ネットワークカメラの映像を記録、保存できること。
- (7) 通信用回線
 - ア 非常押ボタン通報・オートホン通話・映像監視・遠隔制御が同時に通信可能なこと。
 - イ 回線切断に随時対応可能なこと。
 - ウ 非常押ボタン通報とオートホン通話は、停電時も30分以上使用可能なこと。
 - エ 通信回線・通話料については、受託者負担とすること
- (8) 通信回線機器（一式）は、業務に支障がないこと。
- (9) EV ホールのブザー及び南・北EV ホールのブザーを鳴動させることができること。鳴動時間は受託者が30秒後に自動停止するシステムを構築し、警備本部から強制停止できるシステムとする。
- (10) 既設機械装置に変更（新規を含む）を加えた場合には、契約終了時又は途中解約時において委託者の指示に従い、必要に応じて原状回復を行うこと。

12. 警備装置の保守点検等

- (1) 機械警備に関すること

機械警備の装置は、1ヶ月に1回の保守点検及び、動作確認を行い、装置が正常に作動するように努めること。また、これに要する費用は受託者の負担とする。

(2) 保守点検報告書

本条に規定する保守点検結果について、保守点検報告書（様式1）を作成しすみやかに提出すること。

13. 提出書類

(1) 業務完了届

毎月の業務が完了したときは、完了届（様式2）を翌月の5日（当日が閉庁日に当たるときは、その直後の閉庁日でない日）までに提出すること。また、業務最終年9月の完了届は、9月30日までに提出すること。

(2) 警備日誌・巡回報告書

警備期間における警備状況を記録した業務日報（様式3）を作成し、各月の完了届と併せて提出すること。

ただし、異常があった時は、委託者へすみやかに報告するとともに、巡回報告書（様式4）を提出すること。

14. その他

(1) 業務計画書

業務の実施にあたっては、設置する機器の内容、警備計画の内容等を記載した業務計画書を提出し、委託者の確認を得ること。

(2) 業務従事者について

業務に従事する者のうち1人を業務責任者として定め、業務全体の監督・指導にあたらせること。業務の性質上、従事者の職務履歴については十分に留意すること。なお、服装は制服を着用し、胸部に名札をつけて施設利用者に支障及び不快感を与えないこと。また、身分証明書を必ず携帯すること。

(3) 安全の確保

業務実施にあたっては、従事者の事故防止に充分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

(4) 関係施設との連絡調整

接続施設との連絡調整を密に図り、良好な警備環境の維持に努めるものとする。

(5) 法の遵守

受託者は、業務の履行にあたっては関係法令を遵守すること。特に録画の映像については、外部漏洩のないよう適切なセキュリティを施し、通信は

通信漏洩を防ぐため通信事業者が提供する閉域網を利用すること。（現地へ録画装置を設置しないこと。）また、この業務を行うにあたって個人情報を取扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を順守すること。

(6) 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に務めること。

(7) 業務引継

受託者は、施設の管理運営が遅延なく円滑に遂行されるよう努めなければならない。このため受託者は、委託者及び前回受託者から業務内容について十分な引継ぎを受けるものとし、次回受託者に対しても十分な引継ぎを行うものとする。

(8) 協議

この仕様書の解釈に疑義を生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、相互に協議・調整し改善を図るものとする。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第2条 受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第3条 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業員を変更する場合の手續を定めなければならない。
- 3 受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者（受託者）は、従業員を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業員を監督しなければならない。
- 6 従業員は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

- 第4条 受注者（受託者）は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。
- 2 受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。
 - 3 受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

- 第5条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
 - 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

名 称

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

業 務 日 報 (月分)

業務名： 星置駅自由通路等道路施設機械警備業務

日	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()
機械監視	報告 (異常の有無)						
その他特記事項							

日	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()
機械監視	報告 (異常の有無)						
その他特記事項							

警備報告書

発 報 元		年 月 日	年 月 日
		保守担当者	
		完了時刻	
受信時刻		到着時刻	
出動理由			
事故内容			
対応内容			

令和 6 年 度 施 行

設 計 書 (見積参考)

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

業務名 星置駅自由通路等道路施設機械警備業務

令和 6 年 7 月 設 計

札幌市手稲区土木部

業務名 : 星置駅自由通路等道路施設機械警備業務

一金 月額業務委託料 円

委託費 円

内 訳

消費税 円

1 業務の概要

本業務は手稲区土木部が所管する星置駅自由通路等の巡回警備及び機械警備をするものである。

2 業務の期間

令和 6年10月 1日から令和 11年9月30日まで

3 仕様書等

・市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針 ・建築保全業務積算要領（令和5年版）

・令和6年度市有施設維持管理業務に係る労務単価表 ・建築保全業務積算基準

・建築保全業務共通仕様書 ・別添特記仕様書

役務の名称：星置駅自由通路等道路施設機械警備業務

業務委託費 円/月也
 業務価格 円/月也
 内訳 消費税等相当額 円/月也

内 訳

名 称	形 質	単位	数量	単 価	金 額	摘 要	代価・単算番号
警備本部費	機械監視員	式	1				第1号単価算出調書
警備本部費	緊急出動員	式	1				第2号単価算出調書
警備本部費	待機要員	式	1				第3号単価算出調書
巡回警備費	巡回警備員	式	1				第8号単価算出調書
直接人件費計							①
直接物品費		式	1			②直接物品費率	①×②
						1% 策定経費率1	
機器費	調達費用	式	1				第4号単価算出調書
機器費	設置費用	式	1				第5号単価算出調書
機器費	保守点検費用	式	1				第6号単価算出調書
機器費	機器撤去費用	式	1				第7号単価算出調書
機器費	設置機器修繕費用	式	1				第11号単価算出調書
通信回線費		式	1				第10号単価算出調書
交通費	警備車両維持費	式	1				第9号単価算出調書
交通費	保守点検車両維持費	式	1				第12号単価算出調書
直接業務費計							③
業務管理費		式	1			④業務管理費率	③×④
						18% 策定経費率2	

業務原価計							
一般管理費等		式	1		⑥一般管理費率	⑤×⑥	
					9%	策定経費率3	
小計							
業務価格					百円未満切捨て		
消費税等相当額		式	1		10%		
業務委託費計							

単価算出調書

No	細目	単位	金額			
1	警備本部費	式		1機械監視	$\begin{aligned} & \text{策定歩掛} \quad \text{労務単価} \quad \text{時間外の基礎時間単価} \quad \text{割増} \\ & \text{警備員A}((0.63 \times \text{勤務時間} + \text{勤務日数} \times 30.4 \div 100) \times 1.25 \times \text{物件担当数}) \end{aligned}$	(労務単価より)
				2緊急出動員	$\begin{aligned} & \text{策定歩掛} \quad \text{労務単価} \quad \text{時間外の基礎時間単価} \quad \text{割増} \\ & \text{警備員B}((0.80 \times \text{勤務時間} + \text{勤務日数} \times 30.4 \div 80) \times 1.25 \times \text{物件担当数}) \end{aligned}$	第1号 単価算出調書 見積者聞取(物件担当数) (労務単価より)
				3待機要員	$\begin{aligned} & \text{策定歩掛} \quad \text{労務単価} \quad \text{時間外の基礎時間単価} \quad \text{割増} \\ & \text{警備員C}((3.23 \times \text{勤務時間} + \text{勤務日数} \times 30.4 \div 60) \times 1.25 \times \text{物件担当数}) \end{aligned}$	第2号 単価算出調書 見積者聞取(物件担当数) (労務単価より)
2	機器費用 機器調達費用	式		①送信機	220,000 ÷ 60ヶ月 =	策定単価1
				②サブ送信機	161,666 ÷ 60ヶ月 =	策定単価2
				③音感スイッチ	106,666 ÷ 60ヶ月 =	策定単価3
				④オートホン	148,333 ÷ 60ヶ月 =	策定単価4
				⑤オートホン増設子機	19,000 ÷ 60ヶ月 =	策定単価5
				⑥ネットワークレコーダー	370,000 ÷ 60ヶ月 =	策定単価6
				⑦ターミナルアダプター	71,666 ÷ 60ヶ月 =	策定単価7
				⑧回線終端装置	48,333 ÷ 60ヶ月 =	策定単価8
				⑧VPNルーター	86,333 ÷ 60ヶ月 =	策定単価9
				⑨受信センター	127,800 ÷ 60ヶ月 =	策定単価10
				月額機器調達費	部品費計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨) =	第4号 単価算出調書
				機器設置費用	⑪機器設置費用 816,666 ÷ 60ヶ月 =	策定単価11
				保守点検費用	⑫保守点検費用 2,136,000 ÷ 60ヶ月 =	策定単価12
機器撤去費用	⑬機器撤去費用 150,000 ÷ 60ヶ月 =	策定単価13				
3	巡回警備費	式		4巡回警備	$\begin{aligned} & \text{策定歩掛} \quad \text{労務単価} \quad \text{時間外の基礎時間単価} \quad \text{割増} \\ & \text{警備員C}((0.36 \times \text{勤務時間} + \text{勤務日数} \times 30.4 \div 3) \times 1.25 \times \text{物件担当数}) \end{aligned}$	(労務単価より)
				⑭警備車両維持費	1,882,000 ÷ 60ヶ月 =	策定単価14
4	その他の経費	式		⑮通信回線費用	930,000 ÷ 60ヶ月 =	策定単価15
				⑯設置機器修繕費	260,000 ÷ 60ヶ月 =	策定単価16
				⑰保守点検車両維持費	47,000 ÷ 60ヶ月 =	策定単価17

※単価は、「令和6年度市有施設維持管理業務にかかる労務単価表」による。